

## 国立大学法人富山大学特別研究員-PD等についての育成方針

令和5年7月4日制定

独立行政法人日本学術振興会の特別研究員のうち、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）で雇用する特別研究員-PD等（以下「特別研究員」という）の育成方針について、以下のとおり定める。

### （目標）

第1 本学では、特別研究員に対し、主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えると同時に、研究環境の確保・充実、能力開発支援等に取り組み、以て自由な発想と幅広い視野を身に付けた独創的な研究者として育成することを目指す。

### （研究環境の確保・充実）

第2 特別研究員は専ら研究に従事するものとする。また、所属する学系会議、教授会及び各種委員会等の構成員として大学運営には加わらないものとする。

2 本学及び特別研究員が所属する学系は、特別研究員が研究を遂行するに当たり、必要な研究環境の充実に努めるものとする。

### （能力開発支援）

第3 特別研究員が所属する学系及び特別研究員の責任教員は、特別研究員の定められた研究題目の研究について指導を行う。また、特別研究員に受講可能な各種研修等の情報を周知し、能力開発支援に努めるものとする。

### （女性研究者への支援等）

第4 本学では、育児・介護等の支援体制を強化し、女性研究者が働きやすい環境を構築する。また、育児等の支援体制の理解と意識向上を促すことを目的としたeラーニングを構築し、女性研究者への各種支援制度の周知を図るとともに、女性研究者を対象としたキャリアアップ研修等の取組を実施する。